

広島県告示第九百四十四号

令和二年広島県告示第千二百二十八号で公表した広島県資源管理方針の一部を変更したの  
で次のとおり公表する。

令和四年十二月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

変更後	変更前
<p>(別紙1-1)</p> <p>第1-第3 (略)</p> <p>第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項  第2の1に定める広島県まいわし漁業区分の対象となる漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、漁船登録を受けた漁船の隻数とし、過去5年間の漁獲可能期間の開始時点における登録隻数の最大値である<u>6,466隻</u>とする。</p> <p>第5 (略)</p>	<p>(別紙1-1)</p> <p>第1-第3 (略)</p> <p>第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項  第2の1に定める広島県まいわし漁業区分の対象となる漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、漁船登録を受けた漁船の隻数とし、過去5年間の漁獲可能期間の開始時点における登録隻数の最大値である<u>6,602隻</u>とする。</p> <p>第5 (略)</p>
<p>(別紙1-2)</p> <p>第1-第3 (略)</p> <p>第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項  第2の1に定める広島県まあじ漁業区分の対象となる漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、漁船登録を受けた漁船の隻数とし、過去5年間の漁獲可能期間の開始時点における登録隻数の最大値である<u>6,466隻</u>とする。</p> <p>第5 (略)</p>	<p>(別紙1-2)</p> <p>第1-第3 (略)</p> <p>第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項  第2の1に定める広島県まあじ漁業区分の対象となる漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、漁船登録を受けた漁船の隻数とし、過去5年間の漁獲可能期間の開始時点における登録隻数の最大値である<u>6,602隻</u>とする。</p> <p>第5 (略)</p>